

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 3号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 上天草市文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 6 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 6 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 6 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 6 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 6 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 6 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 6 年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 上天草市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 上天草市第 3 次総合計画の策定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 市道全路線の廃止について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 市道全路線の認定について
- 日程第 4 6 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 7 同意第 2 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること

について

日程第48 報告第 1号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知		
1番 北垣 洋	2番 井手口隆光	3番 木下 文宣
4番 何川 誠	5番 塩田 真一	6番 嶋元 秀司
7番 田中 辰夫	8番 何川 雅彦	9番 宮下 昌子
10番 西本 輝幸	11番 高橋 健	12番 小西 涼司
15番 田中 万里		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣	副市長 村田 一安
教育長 岩崎 宏保	総務部長 坂田 結二
企画政策部長 坂本 公生	市民生活部長 水野 博之
経済振興部長 山本 一洋	建設部長 岩永 裕一
健康福祉部長 濱崎 裕慈	教育部長 赤瀬 耕作
水道局長 桑原 成明	上天草総合病院事務部長 須崎 朝幸
総務課長 海崎 竜也	財政課長 中田 光治
会計課長 山口 千重	

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山川 康興	局長補佐 山崎 大勝
主幹 四丸 雄介	主事 松原ちひろ

開会 午前10時00分

○議長(桑原 千知君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、9番、宮下昌子君、10番、西本輝幸君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和6年第2回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を開催し、会期日程等会議の運営について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月26日は開会、提案理由の説明、3月5日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が3月5日と14日の2日間、その他の常任委員会が3月6日、7日及び12日の3日間開催することとし、一般質問は3月13日及び14日の2日間行います。3月19日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は43件、その内訳は、条例14件、当初予算11件、補正予算8件、同意2件、その他7件、報告1件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、議案第3号及び議案第17号は、急施を要する案件でありますので、また、同意第1号及び同意第2号は人事案件でありますので、委員会への付託を省略し、議案第3号及び議案第17号は2月26日に、同意第1号及び同意第2号は3月5日に、それぞれ本会議で質疑討論を経て採決することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの23日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年12月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和6年第2回市議会定例会の開催に当たりまして、12月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

能登半島地震の被災地支援に係る本市職員の派遣につきましては、県と市町村によりますチーム熊本を編成し、これまで石川県輪島市へ職員を3名、延べ27日間派遣をし、さらに、3月末までに2名の派遣を予定しています。4月以降についても、引き続き職員の派遣をしていきたいというふうに考えております。

消防防災につきましては、1月4日に、新春恒例の上天草市消防出初式を松島総合運動公園子供広場において開催をいたしました。今年の出初め式は、実に4年ぶりの通常開催となり、消防団員約460名が出動し、通常点検や放水競技など日頃の訓練の成果を披露いただきました。今後も、引き続き各関係機関との連携を図りながら、消防力の強化に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

移住促進につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したブルーツーリズム事業において、遊漁船や飲食店等で組織する実行委員会が主体となり、本年1月から上天草市での釣り旅を手軽に楽しむことができるサービス、天草つろう旅を開始しました。地域資源である魚釣りを活用したブルーツーリズムを促進することで、交流人口、関係人口を拡大し、移住定住の促進に取り組んでまいります。

SDGsの取組につきましては、12月6日に、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目的として、株式会社肥後銀行と未来に向けたまちづくりに関する包括連携協定を締結いたしました。今後は、この協定に基づいて、SDGsの推進等に取り組んでまいります。

八代・天草シーライン構想につきましては、八代・天草シーライン建設促進協議会主催の推進大会が、12月17日に、松島総合センターアロマで開催をされ、金子元総務大臣をはじめ、

森戸九州地方整備局長など約350名の方に御臨席をいただき、大会決議を承認いただきました。これを受け、当該協議会として、1月22日には、九州地方整備局に、2月7日には、国土交通省に要望活動を実施いたしました。今後も、引き続き、本構想の早期実現に向けて活動を展開してまいります。

行政改革につきましては、現行の行政改革大綱及び行政改革実施計画の実施期間が今年度までとなっていることから、新たに第3期行政改革大綱及び第5次行政改革実施計画の素案を策定しているところでございます。現在実施しているパブリックコメントを経て、3月末までに策定した上で、これらに基づき、引き続き行政改革に取り組んでまいります。

次に、経済振興部門でございます。

観光振興につきましては、上天草オルレフェアを2月3日に維和島コースにて、翌4日に松島コースにてそれぞれ開催をいたしました。韓国からのツアー参加者を含め、両コース合わせて414名が参加をされ、それぞれ抽せんイベントや婦人会による振る舞いに加え、軽トラ市の特産品販売、地元小・中学生によるよさこいや琉球太鼓の披露もあり、大いににぎわいました。今後も、インバウンドを視野に入れた観光イベントの実施に努めてまいります。

農林水産業の振興につきましては、松島ふるさと祭りを12月2日と3日の2日間、松島総合センターアロマにて開催をいたしました。農林水産物品評会や販売会等に多くの出品や来場者があり、生産者や住民と農林水産業振興への意義を深めることが出来たかというふうに考えております。また、1月からは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、10年後の地域農業の姿を見据え、農業者を中心に地域全体で農地を守り、農業を発展させるための地域計画を策定するため、市内各地域において関係者との協議を進めているところでございます。今後も、引き続き、生産者等と連携をし、本市の基幹産業である農林水産業の振興に努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

熊本天草幹線道路につきましては、1月25日に、熊本天草間幹線道路整備促進期成会のほか、熊本県土木部とともに、県選出国會議員及び国土交通省に対し、整備促進に関する要望活動を実施しました。要望活動の中で、県から新大矢野トンネル工事につきまして、順調に進捗しているとの説明もあり、ほかの区間についても、順調に推移している旨の説明を受けているところでございます。これからも、早期完成に向けた活動を引き続き行ってまいります。

道路維持工事につきましては、令和3年度から実施してきた大矢野登立地区の平隧道改修工事が、1月31日に完了いたしました。平隧道は、昭和36年頃に地山を削った素掘りのトンネルで、老朽化等の影響により、地山表面に剥離が見られていたため、県道で安全性の高い構造物へと改修することで、利用者の安全の確保とともに、施設の長寿命化を図ることが出来たかというふうに思っております。

また、道路台帳のデジタル化につきましては、令和5年度上天草市DX推進計画に基づき、住民サービスの向上や業務の効率化など、市民と行政の双方の利便性の向上を目指し、3月末に運用開始を予定しています。付加機能としまして、スマートフォンなどを利用し、現地の状況や

位置情報を付けた写真を送信する通報システムを改修することにより、現地調査等の初動調査が軽減をされ、業務の効率化が図れるかと考えております。今後も、引き続き、市民の皆様方の安心安全な生活の確保のため、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

脱炭素社会に向けた取組の一環として実施しております上天草市省エネ家電買換え促進事業につきましては、今月末で申請受付を終了することとしております。2月20日現在で、1,141件、6,034万2,000円の補助金交付申請があっており、1億5,762万円の域内消費効果が生じております。この事業を通じ、市民の皆様には、環境負荷低減に貢献いただいたものと考えており、今後も、ゼロカーボン対策へのさらなる取組を実践してまいります。

本市のマイナンバーカードの取得状況につきましては、本年1月末現在で1万9,381件の交付が完了し、交付率は77.48%で、10月末からの3か月で0.71%増加をしております。また、12月15日から、これまでのマイナンバーカードに加え、暗証番号が不要の顔認証マイナンバーカードが導入されたことに伴い、高齢者施設等への制度の周知及び出張申請等に係る案内を行いました。今後も、引き続き、マイナンバーカードの普及に係る取組を推進し、取得率の向上に努めてまいります。

男女共同参画につきましては、1月27日に、みんなでつなGO!かい～上天草市男女共同参画フォーラムを開催いたしました。当日は、家事ジャーナリストとして男女共同参画や子育て支援の取組で活躍されている山田亮先生をお招きし、約180名の方々に参加をいただきました。今後も、男女共同参画に関する取組を推進し、啓発活動を継続してまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

第4期上天草市障害者計画、第3期上天草市健康づくり推進計画、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画など各種計画につきましては、策定に係る各委員会において承認をされた計画案等をもとに、3月中に策定に向けて取組を進めてまいります。

住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金につきましては、1月31日から、1世帯当たり7万円の支給を開始いたしました。2月16日現在で、給付対象3,745世帯のうち、3,734世帯に2億6,138万円を支給し、支給率は99.7%となっております。住民税均等割のみ課税世帯支援給付金につきましては、本日、給付対象世帯へ確認書及び申請書を発送し、3月22日から、順次、1世帯当たり10万円を支給することとしております。

低所得者の子育て世帯支援給付金子供加算につきましては、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童1人当たり5万円を給付することとしており、本日、支給通知を発送し、3月22日から支給を開始する予定となっております。

子育て世帯就学進学応援給付金につきましては、小・中学校入学時の経済的支援として、12月14日から、児童1人当たり5万円の支給を開始いたしました。2月22日現在で、令和6年度に小・中学校に入学予定の児童307人のうち265人に1,325万円を給付し、支給率は86.3%となっております。これらの給付金につきましては、今後も、引き続き、円滑な給付に

向け手続を進めてまいります。

高齢者の生活支援体制整備につきましては、1月16日に、冷凍お弁当試食会、インターネット買物体験会を湯島地区で開催し、37名の高齢者が参加しました。この事業は、厚生労働省の補助事業として、医療経済研究機構が実施主体となり、本市と共催により、生活支援体制整備のモデル事業として実施いたしました。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組んでまいります。

最後に、教育部門でございます。

学校教育につきましては、今津小学校及び龍ヶ岳小学校の屋内運動場大規模改修事業において、外壁や内装の改修、男女トイレの洋式化のほか、新たに、多目的トイレやスロープの整備などを行い、今津小学校が2月5日に完了し、龍ヶ岳小学校は2月末までに完了する予定です。この屋内運動場の改修により、児童の安心安全な学校生活が確保されるとともに、教育環境の充実が図られます。

社会教育につきましては、きなっせ上天草二十歳の記念式典を、1月3日に、松島総合センターアロマにて開催いたしました。式典には、今年度、新たに二十歳を迎える対象者253名のうち180名が出席をし、各町の代表者による二十歳の主張や、恩師からのビデオメッセージの上映などが行われました。二十歳の皆様には、若い感性と行動力を持って本市の発展の一翼を担っていただければと願っております。

また、1月21日には、同じく松島総合センターアロマにおいて、三井住友海上文化財団の助成により、クラシックギターmeets フルートと題して、ギター奏者の大萩康司さんと、フルート奏者の江戸聖一郎さんによるクラシックコンサートを開始し、244名の方々に御来場いただきました。当日は、能登半島地震による被災地への義援金のコーナーを設置し、コンサートの収益金と合わせ、27万4,871円を義援金として寄附をいただきました。当日御協力をいただきました皆様には、大変感謝をしております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 施政方針説明

○議長（桑原 千知君） 日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和6年第2回市議会定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和6年度は、上天草市が誕生して20年の節目の年でございます。本市においては、これまで合併時に策定した第一次の上天草市総合計画から、人と海のふれあうまちをキャッチフレー

ズに掲げ、民間地域団体等と協力して活力ある地域社会を目指したまちづくりに取り組んでまいりました。そうした中、近年では、我が国を取り巻く社会経済情勢が大きく変化をし、本市においても、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、これまでも認識されてきた課題に加え、多様化する社会情勢の変化、公共サービスに対するニーズの高まり、SDGsに向けた取組など、新たに対応すべき課題が次々に発生をしております。

これらの本市を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応するため、デジタル技術を積極的に活用しながら、住民サービスの向上と地域経済の活性化に一層努めてまいります。そして、令和6年度は、上天草市第三次総合計画の初年度であり、本市が目指す今後8年間の将来像を実現するため、各施策や事業を着実に推進し、魅力あるまちづくりをさらに進めてまいります。

さて、令和6年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたところでございます。しかしながら、歳入の約4割を地方交付税に依存し、自主財源に乏しい本市にあっては、一層の事業の選択と集中が求められます。

令和6年度当初予算編成に当たっては、第5次財政計画暫定版をガイドラインとして、確実な歳入確保に努めるとともに、各種事務事業の検証を行ったところです。その上で、国県の補助金を有効活用することを念頭に置き、第三次総合計画、前期基本計画における重点施策上天草市国土強靱化地域計画から抽出した事業を主要事業と位置づけ、優先的に予算を配分しました。その結果、令和6年度一般会計歳入歳出予算総額は、195億7,134万1,000円となり、前年度比7.6%、16億394万1,000円の減となりました。

今後も、国県の補助金及び交付税措置のある市債や各種基金を有効に活用しながら、本市のまちづくりを着実に推進するとともに、財政規律の堅持による持続可能な行財政運営の両立を図ってまいります。

令和6年度の主な施策につきましては、各部門の方針の中で御説明を申し上げます。

まず、総務部門でございます。

職員の人材育成につきましては、近年、若年労働力不足や経営資源の制約が予想される中で、人材育成や人材確保の重要性が高まってきており、また、行政に求められる業務が多様化、複雑化していることから、引き続き、人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発の促進及び個人の能力が最大限に発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

防災につきましては、元日に発生をしました能登半島地震など、近年、全国的にも大規模な自然災害が発生しており、本市といたしましても、災害への対応や備えの重要性を再認識し、激甚化する自然災害を念頭に、引き続き、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施いたします。また、市民の皆様の安心安全の確保のために、今後も、各地域の自主防災組織と連携を図りながら、自主運営による避難所の管理を進めてまいります。

消防につきましては、防災などに対する市民の期待は年々高まっており、消防団を中核とし

た地域防災力の充実・強化を一層図る必要があることから、引き続き、基本団員、機能別団員及び女性消防隊員の確保に努めるとともに、老朽化した消防格納庫や消防積載車などを計画的に整備し、消防活動の充実を図ってまいります。

次に、企画政策部門でございます。

地方創生の推進につきましては、国の動向を踏まえ、今般、新たに上天草市デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。この戦略に基づき、これまでの取組にデジタルの力を活用することで、本市への人の流れの創出のさらなる強化をはじめ、地方創生を促進する施策を充実させるなど積極的な展開を図ってまいります。

移住定住の推進につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正等により、空き家バンクの登録物件相談件数が増加している背景を踏まえ、利用できる空き家が増えることが、直接移住者の増加につながっていることから、引き続き、移住相談体制の充実とともに、空き家所有者への啓発活動を実施し、空き家の利活用を推進してまいります。

SDGsの推進につきましては、アマモなどの藻場造成が漁業振興並びに地球温暖化対策として効果的であることから、現在、上天草市SDGs未来都市計画に沿うような形で、民間事業者を中心に取り組まれているアマモ場の造成などブルーカーボン創出活動を支援し、さらなる普及展開を図ってまいります。

宮津地区将来構想の推進につきましては、今年度中に策定する宮津地区拠点施設整備基本計画で整理する拠点施設の整備手法を踏まえ、来年度には、PFI等の民間活力導入の可能性を検証する宮津地区拠点施設官民連携導入可能性調査を実施いたします。この調査結果により、費用対効果を鑑みた最適な整備手法等を導き出し、熊本天草幹線道路大矢野道路の開通を見据えた宮津地区のまちづくりに取り組んでまいります。

公共交通につきましては、上天草市地域公共交通計画に基づき、交通事業者を初めとする地域の関係者と協議しながら、より利便性の高い公共交通の構築に取り組むとともに、利用促進に努めてまいります。特に、昨年10月からエリアが大幅に拡大した乗合タクシーについては、事業者と密に協議しながら、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

八代・天草シーライン構想につきましては、早期実現に向け、八代・天草シーライン建設促進協議会による国への要望活動の参加をはじめ、地元民間期成会の活動を支援しつつ、行政期成会及び議員連盟との連携を深めながら、さらなる機運醸成を図ってまいります。

デジタル化の推進につきましては、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務効率化を目指し、行政手続のオンライン化、書かない窓口の推進、スマホ教室の開催、自治体情報システムの標準化・共通化などを実施してまいります。

行政改革につきましては、持続可能な安定した行政運営の確立を目指し、現在策定中の第3期行政改革大綱において、これまで進めてきた行政改革を継続しつつ、1、市民の視点に立った市民満足度の高い行政経営の推進、2、組織の簡素化・平準化による効率的な行政経営の推進、3、市民との協働と公民連携による行政経営の推進、以上3点を基本方針とし、各種取組を推進

することとしております。

次に、経済振興部門でございます。

観光振興につきましては、観光客をコロナ禍前の水準に戻すため、上天草市ブランディング推進計画に基づき、プロモーション等を積極的に展開するとともに、観光のDX化を推進し、観光ポイント、観光クーポン事業による誘客、周遊化に努めてまいります。

また、コロナ禍の中で加速したアウトドア需要の拡大を受け、トレッキングや九州オルレの推進をこれまで以上に図るとともに、9月頃に姫戸白嶽森林公園にオープン予定のジップラインの利用促進や、ワーケーション事業なども複合的に織り交ぜながら、国内はもとより、国外とりわけTSMC進出を契機とした台湾からの誘客に注力をしてまいります。

天草四郎ミュージアムにつきましては、スマートフォンやタブレットで館内を案内するミュージアムガイドを導入し、多様性のある案内で入館者の利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和6年度の目標を、前年度に引き続き、8億円とし、さらなる返礼品の充実、効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

商工振興、地場企業の育成支援につきましては、これまでの取組を継続しつつ、新規雇用者に対する住居手当助成事業の活用を促し、市外からの新たな労働者の確保に努めてまいります。

また、市内での経済循環と将来的にデジタル地域通貨の運用を視野に入れて、今年度導入したスマートフォンアプリ、ココシルを活用し、地域のデジタル化を推進するとともに、物価高騰による消費の減少により疲弊した市内業者の支援を行うため、上天草市共通ポイント発行事業に取り組んでまいります。

海運振興対策事業につきましては、引き続き、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を中心に、船員確保の取組を進め、これまでの支援を継続し、本市の基幹産業である海運業の振興を図ってまいります。

農林水産業の振興につきましては、同じく本市の基幹産業であり、本市の特性が生かせる産業として、人が定住するのに欠かせない働く場、雇用の場となり、人口流出、人口減少に歯止めをかけられるよう、国・県の補助金等を活用し、生産基盤などの強化を図り、経営の安定化、就業者の確保に向けて地域や関係団体と連携し、事業に取り組んでまいります。

また、農業振興につきましては、農業が有する国土保全や景観保全等の多面的機能の維持発揮のため、日本型直接支払い制度などを活用し、地域や農業者の自主的な取組を支援してまいります。

また、10年後の地域農業の姿を見据え、地域や農業者が連携して耕作放棄地の発生を防止する地域計画の策定を進めてまいります。

農林水産物のブランド化販売促進につきましては、上天草物産館さんぱーるを中心として、生産者団体とも連携をしながら事業推進に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、圃場や農道、水路、排水機場等の各種施策の整備、更新、維持管理について、国・県の補助事業を活用した事業を中心に取り組んでまいります。特に、

新たな優良生産基盤となる大矢野町京の島地区の県営基盤整備事業は、令和8年度末の事業完了を目指して事業を進めてまいります。

また、近年の気候、地形、生活の変化により多発しております低地の湿地につきましては、排水機場の適正管理に努めるとともに、箇所ごとの原因調査を進め、適切な対応策を選定、実施し、農業被害の軽減及び住民生活の安心安全を実施してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシが農地だけではなく住宅地付近にも出没しており、また、カモ等の鳥害も増加していることから、猟友会と連携をし、捕獲用の箱罠の設置や銃による駆除のほか、餌場や棲み処を作らないよう地域住民とも連携しながら、農作物の被害軽減及び住民生活の安全確保に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を有効活用し、森林経営管理法に基づき、森林経営管理に関する意向調査を継続し、皆伐、間伐等の促進を図り、森林の適切な管理と林業の成長産業化のほか、SDGsに寄与するよう取り組んでまいります。

また、松くい虫の被害拡大防止対策として、引き続き、薬剤の地上散布、徹底した伐倒、薬剤処理を実施して、海と緑が織りなす美しい天草の景観の保全に努めてまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少に伴う漁獲量の減少対策として、地元漁協など関係団体と連携し、クルマエビなどの種苗放流や漁場造成を継続的に実施するとともに、3年連続で赤潮の被害を受けた養殖業者の方々の事業再建に向けた支援に取り組んでまいります。

また、漁場の担い手を育成確保するため、引き続き、新規就業者の支援にも着実に取り組んでまいります。

漁港施設につきましては、継続的に実施している水産物供給基盤機能保全事業として、牟田漁港、串漁港等の機能保全対策工事を実施するとともに、小屋河内漁港、千束漁港の機能保全計画の見直しを行い、施設利用者が安心して利用できるよう施設機能の保全に努めてまいります。

港湾海岸保全施設につきましては、海岸メンテナンス事業として、知十港区、樋島港区の海岸保全施設の対策工事を実施するとともに、施設の定期点検及び計画の見直しを行い、海岸背後地の人命資産等の防護に進めてまいります。

次に、建設部門でございます。

市道の舗装補修工事につきましては、市単独事業と併せ国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、引き続き主要事業として事業を実施し、市道の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

橋梁補修事業につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、補修工事や定期点検を実施しながら、補修が必要であると判断された橋梁について、順次、詳細設計から補修工事へと段階的に取組み、適切な維持管理、長寿命化に取り組んでまいります。

通学路等の安全対策につきましては、交通安全プログラムに示された危険箇所に対し、交通安全施設対策事業を実施し、子供たちが安心して通学できるよう安全の確保を図ってまいります。

熊本県が実施している熊本天草幹線道路の大矢野道路につきましては、（仮称）新大矢野ト

ンネルの掘削作業も順調に進められており、本市としましても、引き続き必要な支援を行っていくとともに、県や関係市と協力しながら、早期整備完了に向けて取り組んでまいります。

生活排水処理対策につきましては、公共用水域などの水質の安全保全等の観点から、各家庭から排出される生活雑排水を合併処理浄化槽により適切な処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換の推進に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、平成4年度供用開始から約30年が経過し、老朽化した施設について、上天草市下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場及び管渠の改修工事を実施し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

また、事業経営については、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、経営状況の分析を行うとともに、経営基盤強化等の取組を進め、持続可能な事業運営に努めてまいります。

空き家等対策事業につきましては、管理不全な空き家等において、屋根材の落下など、保安上危険な状態となるほか、ごみの不法投棄等衛生面や景観面の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることから、上天草市空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者に対し、適正な管理を促すとともに、危険な空き家等については、助成制度を利用した除去を推進することで、空き家の削減に努めてまいります。

市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の外壁や屋根の改修を実施することで、入居者の方が安心安全に暮らせる環境づくりに努めてまいります。また、その他耐用年数を経過した住宅の建て替えについて、民間活力の導入の観点から、PFI事業を活用した事業推進について検討を進めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生につきましては、上天草市ゼロカーボンシティ宣言による二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組として、市民生活や事業活動の中でできる節電や自転車通勤の推進などの具体的な施策を本格化させ、本市が目指す環境像、人と海が触れ合うまち上天草、美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへの実現に向け、市民、事業者、行政が一体となった取組を実施してまいります。

ごみの減量化対策につきましては、天草全域で取り組んでいる生ごみの水切りを推進するとともに、一般家庭及び市内事業所から排出されるごみの適正な分別をレクチャーする場を設け、市民の意識改革及び市民環境、生活環境の向上に取組み、さらなるごみの資源化、減量化を推進してまいります。さらに、食品ロス対策として、フードドライブ事業などの取組を実施し、市民、事業所等と連携をし、食品ロスの削減につなげてまいります。

海洋ごみ対策につきましては、海岸清掃等のボランティア活動に対する支援を行うとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海岸漂着ごみの回収、発生抑止に取り組んでまいります。

現松島地区清掃センターに計画しておりますごみ処理中継施設の整備につきましては、上天

草市ごみ処理中継施設整備基本計画を令和7年度に見直すこととしており、整備予定地区の住民の皆様との合意形成を目指し、今後、計画に沿った事業の実施及び市民の皆様への行政サービスの提供体制を引き続き検討してまいります。

市役所の窓口改革につきましては、窓口における市民の利便性向上や職員の業務効率化等を図ることを目的に、各庁舎と支所に書かない窓口の取組の一環として、コンビニ交付サービスのキオスク端末及びキャッシュレス決済対応機器等を導入するとともに、各庁舎に、税公金収納機を設置し、各種証明書の発行及び手数料等の支払いに係るインフラ整備を行ってまいります。これらの機器の導入により、窓口混雑時における待ち時間の短縮、決済方法の多様化による住民サービスの向上、マイナンバーカードのさらなる取得促進などを図ることが期待出来ます。

次に、健康福祉部門でございます。

地域福祉計画につきましては、第4期上天草市地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づき、住みなれた地域であらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障害福祉につきましては、第4期上天草市障害者計画及び第7期上天草市障害福祉計画、第3期上天草市障害児福祉計画に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で安心快適に自立した生活を送ることができるよう障害福祉サービスとして障害者自立支援事業や障害者地域生活支援事業の提供体制の充実を図ってまいります。

子ども子育て支援につきましては、第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯に対するよりきめ細やかなサービスとさらなる支援の充実を図ってまいります。また、従来の子育て世代包括支援センターと家庭総合支援拠点の有してきた機能を引き続き生かしながら、一般的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施するこども家庭センターを本年度4月に設置し、母子保健と児童福祉の両機能の連携協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指してまいります。

健康づくりにつきましては、第3期上天草市健康づくり推進計画に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生涯健康なまちとなるよう、市民、行政、関係団体等のさらなる連携による健康づくりの推進を図ってまいります。

特定健診につきましては、令和4年度の実診率が34.0%と前年度並みにはなりました。本市の国民健康保険の疾病状況は、生活習慣病が多くを占めていることから、健康診断による早期発見、早期治療につなげるため、広報紙等による周知に加え、WEB予約のシステムの活用や未受診者に対する電話、訪問による受診勧奨を強化し、受診者の増加に取り組んでまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、市と指定管理者において、それぞれの役割を十分に果たしながら、今年度策定した長寿命化計画に基づき、施設整備の改修を計画的に進めるとともに、市民利用の拡大、健康及び福祉の増進並びに観光及び産業の振興に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、

買物弱者への支援など多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るとともに、住民全体の通いの場の支援などフレイル予防や介護予防の取組のほか、高齢者の権利擁護に係る周知啓発を通して、高齢者が住み慣れた地域で、健やかな、安心して自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの進化・推進に努めてまいります。また、高齢者虐待を早期発見し、対応するため、地域住民をはじめ、行政区長や民生委員、介護サービス事業所及び医療機関との連携を強化し、虐待防止に向けた仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、教育部門でございます。

教育委員会におきましては、ふるさとに誇りを持ち、未来を切り拓く人づくりを本市教育の基本理念とし、次世代を担う人材育成や、自ら学び明日を拓く地域に根づいた生涯学習の実現を目指し、様々な事業に取り組んでまいります。

学校教育の充実につきましては、学校ICT施設整備の活用を推進し、子供たちの学力向上はもとより、誰一人取り残されない学校教育の実現に向けて、その活用を加速させてまいります。なお、学校用タブレットについては、コンテンツを充実させ、家庭学習への活用を推進するとともに、統合型校務支援システムの導入を行い、教職員の業務改善を図ってまいります。

また、学校活動においては、アマスクールプロジェクトと題し、17のゴールに関連づけて、SDGsの取組を実施するとともに、市の事業として、海の生態系の維持や環境保全に役立つアマモ場造成への取組を実施するなど、未来を担う子供たちのSDGsの理念に基づいた活動を推進してまいります。

教育環境の充実につきましては、大矢野中学校教育棟や登立小学校屋内運動場の大規模改修など、施設マネジメント計画に基づく改修事業を適切に進めてまいります。また、自立支援相談員やスクールソーシャルワーカーのほか、関係機関と連携することにより、不登校児童・生徒の減少、未然防止策に努めるとともに、引き続き、特別支援教育補助員や学習支援員を配置することで、困り感のある児童・生徒への細やかな支援を行ってまいります。

さらに、学校運営協議会制度を活用し、学校・家庭・地域との協働連携による学びを支える教育環境の充実を実現させ、上天草市の未来を担う子供たちの生きる力と上天草を愛する心を育み、郷土に誇りを持ち、社会をたくましく生き抜く人材を育成してまいります。

生涯学習の充実及び地域文化振興につきましては、上天草市本と歴史の交流館イコットの活用推進を図り、図書館における蔵書等の資料を充実させるとともに、交流スペースを活用した生涯学習活動や各種講座等の開催、また、歴史資料館において、市内の文化財資料の調査、保存及び活用を行い、企画展示や歴史講座などを開催し、地域の学びと交流拠点としての充実を図ってまいります。

スポーツ文化の振興につきましては、スポーツ合宿や各種大会の誘致に積極的に取り組むとともに、プロスポーツ選手との交流やスポーツ教育等を開催し、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ人口の拡大を図ってまいります。

また、令和6年度は、熊本県民体育祭が9月14日、15日及び21日、22日の2週にわ

たりまして天草地域で開催され、本市におきましても、バスケットボール、バレーボール、野球、硬式及び軟式テニスの試合が行われる予定です。今後は、開催に向けた準備等、参加される選手の強化を支援してまいります。

最後に、水道部門でございます。

水道事業につきましては、上天草市水道事業ビジョンにおいて、事業の理想像として目標設定した基本理念、市民と環境を支え続ける水道と、基本方針、安全・強靱・持続を掲げており、この理想像実現に向けて施策を着実に実施するとともに、経営戦略に基づき、持続可能で効率的な水道事業運営に取り組んでまいります。

また、国の生活基盤耐震化交付金などを活用した耐震化事業の老朽管更新を推進し、耐震性の向上に努めるとともに、水道施設の維持管理や有収率の改善に取り組み、安心安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、部門ごとに施政方針を御説明申し上げましたが、今後も、人口減少の進展に加え、昨今の物価高騰などによる市民生活及び地域経済への影響など、市政を取り巻く環境は予断を許さない状況にあることから、上天草市第3次総合計画を初めとした各種計画等に基づきながら、さらなる行財政改革を実施し、魅力あるまちづくりの推進と財政規律を堅持した持続可能な行財政運営の両立を図ってまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

令和6年2月26日、上天草市長、堀江隆臣。

御清聴ありがとうございました。

○議長（桑原 千知君） これで、施政方針説明は終わりました。

-
- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 8号 | 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に |

- に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 上天草市文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予

算（第4号）

- 日程第27 議案第24号 令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 令和6年度上天草市一般会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第30 議案第27号 令和6年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和6年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和6年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和6年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 令和6年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第37 議案第34号 令和6年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第38 議案第35号 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第39 議案第36号 上天草市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第40 議案第37号 上天草市第3次総合計画の策定について
- 日程第41 議案第38号 指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 日程第43 議案第40号 工事請負契約の変更について
- 日程第44 議案第41号 市道全路線の廃止について
- 日程第45 議案第42号 市道全路線の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第6、議案第3号から、日程第45、議案第42号までの以上40件を一括議題といたします。

上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和6年第2回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案14件、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第13号）などの予算議案19件、上天草市過疎地域持続的発展計画の変更についてなど、その他議案7件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての同意案件2件を提出しております。同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、各所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第3号を、総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願ひいたします。併せて説明資料1ページをお願ひいたします。

議案第3号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から、本籍地以外で戸籍謄本等を交付する広域交付が開始されるとともに、オンライン上で行政手続をする際に、利用可能な戸籍の証明書として、新たに戸籍電子証明書の発行が可能となることから、広域交付及び戸籍電子証明書に係る戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定めるため条例の規定の整理を行うものでございます。

内容といたしまして、別表第1、戸籍の部につきまして、本籍地以外で戸籍謄本等を交付する戸籍証明書及び除籍証明書の広域交付に関する規定を定めるとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるものでございます。なお、この条例は、令和6年3月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、戸籍法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（桑原 千知君） ただいま議案第3号についての説明は終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は可決することに決定しました。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第4号及び議案第5号の説明を、総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） 議案書4ページをお願ひいたします。併せて説明資料5ページをお願ひいたします。

議案第4号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正等に伴い、上天草市監査委員条例のほか4本の条例の規定を整理するものでございます。

内容といたしましては、第1条、上天草市監査委員条例、第2条、上天草市水道事業の設置

に関する条例、第3条、上天草市病院事業の設置等に関する条例、第4条、上天草市下水道事業の設置等に関する条例及び第5条、上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の規定において引用している地方自治法の規定の条番号が改正されたことなどに伴い関係規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。ただし、第1条中、上天草市監査委員条例第8条の改正規定の一部は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。併せて説明資料10ページをお願いいたします。

議案第5号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方自治法の一部改正を踏まえ、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例ほか2本の条例の規定を整理するものでございます。主な内容といたしましては、令和6年4月1日から、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能となることから、勤勉手当を支給するため条例の規定の整理を行うものでございます。

また、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、これまでも地方自治法上、勤勉手当の支給について規定されておりましたが、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに合わせて令和6年4月1日からフルタイム会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するため、条例の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正を踏まえ、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するなどのため関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第6号を、企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） よろしく願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。併せて説明資料16ページをお願いいたします。

議案第6号、上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

この条例は、行政手続におけるさらなる利便性向上と効率化を目指し、情報通信技術の活用を促進するための改正でございます。主な内容といたしましては、オンラインでの申請や届出に関する手続をスムーズに行えるよう、署名や手数料納付方法、本人確認などを見直し、利用者にとって利便性の向上を図るべく上天草市における情報通信の技術の利用に関する条例を改正するものでございます。

また、併せまして、附則において、この条例の施行に伴う関係条例の整備を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

提案理由といたしましては、行政手続におけるさらなる利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、関係規定を整備する必要があるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第7号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） おはようございます。

議案書16ページをお願いいたします。併せて説明資料25ページをお願いいたします。

議案第7号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、漁港漁場整備法の改正に伴い、関係規定を整備するとともに、市が管理する漁港施設の有効活用を目的として、当該漁港施設の占用期間の上限を延長するものでございます。主な内容といたしましては、第1条につきましては、引用している法律を改めるものでございます。第10条第3項につきましては、占用期間の上限を3年から10年に延長するものでございます。第13条第1項につきましては、新たに創設された漁港施設等活用事業に関し、認定計画実施者からも占用料を徴収できるようにするものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行による漁港漁場整備法の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第8号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） おはようございます。よろしく願います。

議案書18ページをお願いいたします。併せて説明資料27ページをお願いいたします。

議案第8号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省が所管していた上水道の老朽化対応、災害時の復旧支援等を含めた上水道整備及び管理に関する事務が国土交通省に、水質基準の策定等に係る水質または衛生に関する事務が環境省に移管されるため、関係条例の規定を整理するものでござ

ざいます。

内容といたしましては、第1条において、上天草市水道事業供給条例第5条第1項及び第36条第2項ただし書中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。第2条につきましては、上天草市水道事業の布設替え工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

なお、条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第9号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書19ページをお願いいたします。併せて説明資料29ページをお願いいたします。

議案第9号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、別表第2が廃止され、同表に掲げる事務が主務省令に規定されることから、関係規定を整理するものでございます。

内容としましては、これまでマイナンバー制度においては、個別の法律に規定のない事務は、マイナンバー法に規定しておらず、マイナンバーを用いた情報連携が出来ないため、新規で情報連携を行う場合には、その都度、マイナンバー法の改正を行う必要がありました。

このたび、情報連携のより速やかな開始が可能となるよう法律別表第2が廃止され、現行の法律別表第1に相当する改正後の別表に定められた事務に準ずる事務について、主務省令に規定することで、マイナンバーの利用を可能とするとともに、住民基本台帳ネットワーク等の関係システムの利用が可能になります。これに伴い、本市の条例第2条の定義と第4条の個人番号の利用範囲について文言の追加、整理を行うものでございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第10号から議案第15号までの6件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願いいたします。

議案書 2 1 ページをお願いいたします。併せて説明資料 3 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおけるアナログ規制の点検見直し及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制に係る工程表に示された見直し方針を踏まえた母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を踏まえ関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第 2 3 条において、施設の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して報酬の閲覧に供する義務を追加するとともに、第 5 3 条において、磁気ディスク及び C D - R O M 等の使用による記録の交付を、媒体の種類を示さない電磁氣的記録媒体に改めるものでございます。なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書 2 2 ページをお願いいたします。併せて説明資料の 3 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 1 号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、第 9 期介護保険事業計画に定める第 1 号被保険者に係る介護保険料の基準額、所得段階区分及び標準乗率を見直したことに伴い、所得段階ごとの保険料率及び低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するものでございます。

また、所得段階区分につきましては、所得再配分機能を強化するため、9 段階から 1 3 段階へ多段階化するとともに、標準乗率につきましては、低所得者の保険料率の軽減を図るため、第 1 から第 3 段階の低所得者の割合を引下げ、第 1 0 から第 1 3 段階の高所得者の割合を、現行の 9 段階の割合と比べ高く設定するものでございます。

なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、介護保険法第 1 1 7 条の規定に基づく第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書 2 4 ページをお願いいたします。併せて議案説明資料 3 5 ページをお願いいた

します。

議案第12号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める介護サービスに係る基準省令の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業について、身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化など関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。ただし、第34条に1項を加える改正規定につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行による指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書36ページをお願いいたします。併せて議案説明資料の73ページをお願いいたします。

議案第13号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める介護サービスに係る基準省令の改正を踏まえ、指定地域密着型介護予防サービス事業について、身体的拘束等の適正化のための措置の義務づけ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会設置の義務付け、協力医療機関との連携体制の構築など関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年7月1日から施行することとしています。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書42ページをお願いいたします。併せて議案説明資料の86ページをお願いいたします。

議案第14号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める介護サービスに係る基準省令の改正に伴い、指定介護予防支援等事業について、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員基準、利用者のモニタリング方法の見直し、介護予防サービス計画の実施状況等の市に対する情報提供など関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしています。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行することとしています。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書47ページをお願いいたします。併せて議案説明資料の96ページをお願いいたします。

議案第15号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める介護サービスに係る基準省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業について、ケアマネジャー1人当たりの介護サービス計画書の取扱件数の見直し、利用者のモニタリング方法の見直し、公正中立性の確保のための取組の見直しなど関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしています。ただし、第16条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行することとしています。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第16号を、教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） よろしく願いいたします。

議案書52ページをお願いいたします。併せて説明資料105ページをお願いいたします。

議案第16号、上天草市文化財保護委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市文化財保護委員会について、市の人口減少等により、学識経験を有する者が減少しており、任期ごとに14人の委員を確保することが困難な状態にあり、また、県内

他市と比較しても、委員数が人口規模に対し課題となっていることから、市の人口規模に応じた文化財保護委員を確保し、文化財保護行政を適切に執行するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしまして、文化財保護委員の定数を14人から8人以内に減ずるものでございます。また、文化財保護委員の要件を、文化に関して学識経験を有する者から、文化財に関して知識経験を有する者に改めるものでございます。なお、この条例は、現在の文化財保護委員の任期に合わせ、令和6年6月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市文化財保護委員の定数及び要件を見直すため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を、総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） よろしくお願いたします。

議案書53ページをお願いいたします。

議案第17号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。

今回、先議としてお願いしております予算は、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策の中で、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税及び個人住民税の減税を行うとされたことに対応するために補正するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を246億7,231万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は184万8,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）総務費国庫補助金が、重点支援交付金一体支援枠調整給付事務費を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

15(款)総務費、15(項)徴税費は184万8,000円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)税務総務費が、令和5年11月2日に閣議決定された総合経済対策で、所得税及び個人住民税の減税を行うこととされたことに対応するため、個人住民税システム改修業務委託料、定額減税対応R5重点交付金を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第13号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) ただいま議案第17号についての説明は終わりました。これから議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は可決することに決定しました。

引き続き、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

議案第18号の説明を、総務部長。

○総務部長(坂田 結二君) 議案書54ページをお願いいたします。

議案第18号、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第14号)について御説明いたします。

なお、事業費確定に伴う減額、100万以下の増額の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ10億3,550万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を236億3,681万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正は、15(款)総務費、20(項)戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修業務委託事業ほか33件、合計14億1,966万4,000円を令和6年度へ繰越して

事業を実施可能とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正は、行財政情報サービス利用料ほか39件の債務負担行為の限度額を総額2億8,406万円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正は、合併特例債を3,140万円増額するなど、起債限度額の合計を43億1,540万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

45(款)10(項)10(目)地方交付税は、国の補正予算による変更決定を受け、9,353万5,000円を増額するものでございます。

55(款)分担金及び負担金、15(項)負担金は624万5,000円を増額でございます。主なものといたしまして、15(目)民生費負担金が、老人ホーム入居者及び扶養義務者負担金634万6,000円を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は4億6,482万3,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費国庫補助金が社会保障税番号制度システム整備費補助金(総務省分)391万7,000円、新型コロナ交付金重点分低所得者支援枠事業費(国)(R4)3,442万5,000円、重点支援交付金推奨事業メニュー9,090万5,000円、低所得世帯支援枠(R5)非課税7万円、事業費2億1,761万6,000円、同じく事務費605万1,000円、一体支援枠(R5)均等割のみ10万円、事業費1億5,000万円、同じく事務費729万2,000円。

14ページをお願いいたします。

一体支援枠(R5)子供加算5万円、事業費1,500万円などを増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は1億895万円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費県補助金が、熊本地震復興基金交付金2,600万円を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

80(款)10(項)寄附金は、2億9,791万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、40(目)総務費寄附金が、企業版ふるさと納税ポータルサイト経由分150万円を増額するものでございます。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金は11億7,024万円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により、10億9,835万1,000円を減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

95(款) 諸収入、35(項) 雑入は4,993万6,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目) 雑入が、令和4年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金4,816万2,000円などを増額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

99(款) 10(項) 市債は、911万2,000円の増額でございます。こちらは、事業費の確定等により、各市債を増減するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は6,682万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15(目) 財政管理費が、令和4年度分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金精算金212万円を増額するものでございます。

27ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、20(項) 戸籍住民基本台帳費は225万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目) 戸籍住民基本台帳費が、住民票等に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記などの実現のために必要となる機能を整備するため、戸籍附票システム及び住民基本台帳システム改修業務委託料242万円を増額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

25(款) 衛生費、15(項) 清掃費は1,888万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 清掃総務費が、新ごみ処理施設建設に係る土地造成工事における地山の土質区分が想定と違っていたこと。併せて造成地の盛土材として活用するために、岩の破碎が必要となったことから、工事費が増額することに伴い、天草広域連合衛生費負担金2,380万3,000円を増額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

45(款) 土木費、20(項) 河川費は45万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 河川管理費が、上天草市管内の熊本県管理建設海岸において、県が実施する工事に変更が生じたため、建設海岸県工事負担金504万3,000円を増額するものでございます。

51ページをお願いいたします。

70(款) 諸支出金、20(項) 基金費は2億9,763万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、140(目) 上天草市まち・ひと・しごと創生基金費が、3件の企業から寄附があったことに伴い、寄附金を基金へ積み立てるため、積立金210万3,000円を増額するものでございます。

75(款) 10(項) 10(目) 予備費は、歳入歳出予算額の調整のため、331万円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第14号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第19号から議案第21号までの3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） 議案書55ページをお願いいたします。

議案第19号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）について御説明いたします。

なお、100万以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書52ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,353万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を49億2,014万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

30（款）県支出金、15（項）県補助金は1,674万4,000円を増額でございます。主なものといたしまして、20（目）保険給付費等交付金が高額療養費の支出見込額の増加などにより、普通交付金1,700万円を増額するものでございます。

55（款）繰入金、15（項）他会計繰入金は321万円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）一般会計繰入金が、令和5年度基盤安定負担金法定分の交付対象事業費の決定等により、財政安定支援繰入金法定分324万9,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

15（款）保険給付費、15（項）高額療養諸費は1,700万円の増額でございます。内容として、10（目）一般被保険者高額療養費が、高額療養費の支出見込額の増加により不足額を増額するものでございます。

59ページをお願いいたします。

50（款）諸支出金、10（項）償還金及び還付加算金は、130万2,000円を増額でございます。内容として、26（目）県支出金返納金が、特定健康診査及び特定保健指導等並びに上天草市立上天草総合病院健康管理センターの保健事業の実績確定により、令和4年度保険給付費等交付金特別交付金の超過交付分を返納するため増額するものでございます。

55（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、449万7,000円を減額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書56ページをお願いいたします。

議案第20号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書60ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,766万9,000円とするものがございます。

歳入について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。

10（款）10（項）事業収入は600万円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）収益事業収入が、患者数及び1人当たりの診療費の減少により、国民健康保険診療報酬などを減額するものがございます。

25（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は700万円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）一般会計繰入金が、歳出予算の減額により減額するものがございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

66ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は589万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、20（目）医療費が、医薬材料費557万2,000円の減額によるものがございます。

20（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、710万1,000円を減額するものがございます。

以上が、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書57ページをお願いいたします。

議案第21号、令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書67ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億2,289万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億1,918万

6,000円とするものでございます。

70ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステム保守料ほか12件の債務負担行為の限度額を総額5,450万9,000円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

10(款)保険料、10(項)介護保険料は2,826万4,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)第1号被保険者保険料が、介護給付費の見込額の減少により特別徴収保険料を減額するものでございます。

20(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金は2,657万1,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)介護給付費負担金が、介護給付費の見込額の減少により減額するものでございます。

20(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は、182万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、35(目)地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業が、主に任意事業の見込額の減少により120万1,000円を減額するものでございます。

25(款)10(項)支払い基金交付金は3,234万円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)介護給付費交付金が、介護給付費の見込額の減少により、3,167万円を減額するものでございます。

30(款)県支出金、10(項)県負担金は1,741万5,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)介護給付費負担金が、介護給付費の見込額の減少により減額するものでございます。

74ページをお願いいたします。

45(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は1,557万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)介護給付費繰入金が、介護給付費の見込額の減少により1,466万2,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

15(款)保険給付費、10(項)介護サービス等諸費は、9,858万9,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)居宅介護サービス給付費が、通所介護サービス等の利用件数の減少などにより、2,598万5,000円を減額するものでございます。20(目)施設介護サービス諸費が、施設介護サービス給付費の見込額の減少により、3,837万1,000円を減額するものでございます。40(目)居宅介護サービス計画給付費が、利用件数の減少により309万4,000円を減額するものでございます。60(目)地域密着型介護サービス費が、認知症対応型共同生活介護サービスの利用件数の減少などにより、3,113万9,000円を減額するものでござい

ます。

15(款)保険給付費、15(項)介護予防サービス等諸費は、114万7,000円の増額でございます。内容といたしまして、30(目)介護予防サービス計画給付費が、利用件数の増加により増額するものでございます。

76ページをお願いいたします。

15(款)保険給付費、25(項)高額介護サービス費は、316万3,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)高額介護サービス費が、見込額の減少により減額するものでございます。

15(款)保険給付費、30(項)特定入所者介護サービス等費は、1,668万9,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)特定入所者介護サービス費が、利用件数の減少により減額するものでございます。

45(款)地域支援事業費、10(項)介護予防生活支援サービス事業費は、247万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)サービス事業費が、生活支援サービス委託料の利用件数の減少により、235万2,000円を減額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第22号を、市民生活部長。

○市民生活部長(水野 博之君) よろしくをお願いいたします。

議案書58ページをお願いいたします。

議案第22号、令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

予算書79ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ72万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,701万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

84ページをお願いいたします。

20(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は72万8,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)一般会計繰入金が、斎場特別会計で入札残等により不用額が発生したことから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

85ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は72万8,000円の減額でございます。内容としま

して、10（目）一般管理費が、斎場施設新型コロナウイルス感染症対策等消毒業務が、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、消毒作業の必要がなくなったもの及び斎場に設置するAED購入の入札残による72万8,000円を減額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第23号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書の59ページをお願いいたします。

議案第23号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書の86ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ36万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,931万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

91ページをお願いいたします。

10（款）10（項）事業収益は352万3,000円の減額でございます。内容といたしましては、10（目）収益事業収入が、前年比では入館者は増加しているものの、当初目標としていた入館者に届かない予想であるため、入館料見込みの減少に伴い入館料を減額するものでございます。

35（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は、319万9,000円の増額でございます。内容といたしましては、一般会計繰入金が、主に入館料減少に伴う財源不足を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

92ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は36万9,000円の減額でございます。内容といたしましては、10（目）一般管理費が、ミュージアムガイド使用料12万9,000円は、事業費確定に伴う不用額の減額であり、公課費24万円は、令和3年度の入館料における消費税の申告が不要であったため減額するものであります。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第24号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） 議案書60ページをお願いいたします。

議案第24号、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

なお、100万以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書93ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,242万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,019万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

98ページをお願いいたします。

25（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は、1,008万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15（目）保険基盤安定繰入金が、保険基盤安定負担金の確定に伴い、997万1,000円を減額するものでございます。

35（款）諸収入、15（項）償還金及び還付加算金は、234万円の減額でございます。内容として、10（目）保険料還付金が、保険料過誤納還付金の実績見込みにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れる保険料還付金を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

99ページをお願いいたします。

15（款）10（項）10（目）後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、997万1,000円を減額するものでございます。

25（款）諸支出金、10（項）償還金及び還付加算金は、234万円の減額でございます。内容として、10（目）保険料還付金が、保険料過誤納還付金の実績見込みにより減額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第25号を、総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） よろしくをお願いいたします。

議案書61ページをお願いいたします。

議案第25号、令和6年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億7,134万1,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表の地方債は、起債の限度額の総額を21億4,269万円とし、利率、借入れ先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

45(款)地方交付税は78億1,309万1,000円で、前年度比1億8,809万1,000円の増額でございます。こちらは、過去の交付実績等を踏まえて算出した金額を計上しております。

65(款)国庫支出金は22億2,597万2,000円で、道路メンテナンス補助金の減などにより、前年度比1億2,857万9,000円の減額でございます。

70(款)県支出金は、13億5,714万1,000円で、水産物供給基盤機能保全事業補助金の減などにより、前年度比1億1,259万円の減額でございます。

85(款)繰入金は、17億2,877万7,000円で、財政調整基金繰入金等の減などにより、前年度比1億1,514万2,000円の減額でございます。

99(款)市債は、21億4,269万円で、前年度比14億4,610万円の減額でございます。こちらは、令和5年度までの発行期限を見据え、合併特例債を各種事業に有効活用したことから、令和6年度は減額となるものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

10(款)議会費は1億3,622万円で、前年度比556万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、電子会議システム用端末更新250万9,000円などを計上しているところでございます。

15(款)総務費は、22億8,413万8,000円で、前年度比2億5,009万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、乗り合いバス等運行費補助金9,528万4,000円、窓口業務委託料5,830万円、総合行政システムASPサービス利用料5,705万6,000円などを計上しているところでございます。

20(款)民生費は、58億9,991万3,000円で、前年度比1億705万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、障害者介護給付費11億2,051万6,000円、私立保育園等施設型給付費10億1万3,000円、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金5億5,215万6,000円などを計上しているところでございます。

25(款)衛生費は、18億223万9,000円で、前年度比1,594万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合衛生費負担金4億7,321万4,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億2,450万3,000円、公的病院等運営費補助金1億2,344万円などを計上しているところでございます。

35(款)農林水産業費は、8億5,134万5,000円で、前年度比1億6,680万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、牟田漁港1号防波堤機能保全対策工事7,250万円、串漁港成合津2号突堤機能保全対策工事4,550万円、湯島漁港海岸メンテナンス長寿命化計画見直

し業務委託料 3,120 万円などを計上しているところでございます。

40(款) 商工費は、8 億 9,938 万 1,000 円で、前年度比 4,903 万 3,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税返礼品 2 億 2,400 万円、ふるさと納税事務業務委託料 7,792 万円、前島観光活性化施設空調改修工事 4,455 万 8,000 円などを計上しているところでございます。

45(款) 土木費は、12 億 6,374 万 4,000 円で、前年度比 4 億 2,930 万 2,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、上天草港江樋戸港区改修工事 8,000 万円、市道舗装工事交付金 7,200 万円、市道舗装工事単独事業 7,200 万円などを計上しているところでございます。

50(款) 消防費は 12 億 1,654 万 8,000 円で、前年度比 2 億 1,329 万 8,000 円の増額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金常備消防費負担金 5 億 956 万 7,000 円、防災行政無線同報系整備工事 4 億 3,031 万 2,000 円、消防格納庫建設工事 2,954 万 5,000 円などを計上しているところでございます。

55(款) 教育費は、19 億 4,498 万 7,000 円で、前年度比 14 億 7,123 万 2,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、大矢野総合体育館天井その他改修工事 3 億 4,999 万 4,000 円、スクールバス運行业務委託料 1 億 6,129 万円、松島総合運動公園指定管理委託料 3,662 万 2,000 円などを計上しているところでございます。

60(款) 災害復旧費は 52 万 4,000 円で、前年度比 1,294 万円の減額でございます。主なものといたしまして、機械等使用料 49 万円などを計上しているところでございます。

65(款) 公債費は、23 億 7,162 万円で、地方債元利償還金の減により、前年度比 5,578 万 5,000 円の減額でございます。

70(款) 諸支出金は、8 億 7,068 万 2,000 円で、前年度比 32 万 6,000 円の増額でございます。

以上が、令和 6 年度上天草市一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) お諮りします。12 時を過ぎました。引き続き、会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、時間を延長して審議を続けたいと思います。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第 26 号から議案第 28 号までの 3 件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) 議案書 62 ページをお願いいたします。

議案第 26 号、令和 6 年度上天草市健康保険特別会計(事業勘定) 予算について御説明いた

します。

予算書 172 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 41 億 941 万 2,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

176 ページをお願いいたします。

10 (款) 国民健康保険税は、5 億 4,635 万 8,000 円で、被保険者数の減少に伴う保険税総額の減少及び滞納繰越分の減少を見込み、前年度比 659 万 1,000 円の減額でございます。

30 (款) 県支出金は 32 億 5,086 万 6,000 円で、保険給付費の減少を見込み、前年度比 1 億 7,603 万 1,000 円の減額でございます。

55 (款) 繰入金は、2 億 8,758 万 5,000 円で、国保税軽減世帯の減少等に伴う保険基盤安定繰入金の減少を見込み、前年度比 767 万 1,000 円の減額でございます。

65 (款) 諸収入は、2,440 万 3,000 円で、後期高齢者健康診査等受託料を後期高齢者医療特別会計に組替えたことなどに伴い、前年度比 1,022 万円の減額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

177 ページをお願いいたします。

10 (款) 総務費は 1,474 万 2,000 円で、前年度比 389 万 3,000 円の増額でございます。主なものといたしまして、保険証更新に係る郵便料 406 万 1,000 円、国保連合会共同電算手数料 289 万 8,000 円、国保連合会会員負担金 124 万円などを計上するものでございます。

15 (款) 保険給付費は 30 億 9,521 万 4,000 円で、被保険者数の減少により、一般被保険者療養給付費などの減額を見込み、前年度比 1 億 1,980 万 1,000 円の減額でございます。

16 (款) 国民健康保険事業費納付金は、9 億 3,338 万 4,000 円で、被保険者数の減少等により、熊本県へ納付する事業費納付金の減少を見込み、前年度比 5,884 万円の減額でございます。

35 (款) 保健事業費は、4,964 万 2,000 円で、前年度比 507 万 2,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、診療報酬明細書点検等業務委託料 293 万 2,000 円、特定健診事業委託料 2,054 万 9,000 円などを計上するものでございます。なお、後期高齢者健康保持増進事業については、後期高齢者医療特別会計へ組替えを行っております。

50 (款) 諸支出金は 1,376 万 6,000 円で、前年度比 29 万 2,000 円の増額でございます。内容といたしまして、国民健康保険税過誤納還付金 379 万 8,000 円、上天草総合病院繰出金 996 万 8,000 円を計上するものでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書 63 ページをお願いいたします。

議案第 27 号、令和 6 年度上天草市診療所特別会計予算について御説明いたします。

予算書 191 ページをお願いします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,735 万 2,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

195 ページをお願いいたします。

10 (款) 事業収入は 2,682 万 8,000 円で、収益事業収入の減少により、前年度比 168 万 6,000 円の減額でございます。

21 (款) 県支出金は、1,123 万 3,000 円で、熊本県へき地診療所運営事業補助金の増加により、前年度比 335 万 4,000 円の増額でございます。

25 (款) 繰入金は、1,881 万 9,000 円で、前年度比 261 万円の減額でございます。内容として、診療所特別会計における財源不足を一般会計から繰り入れるものでございます。

40 (款) 市債は 940 万円で、辺地総合整備計画に基づき実施する湯島へき地診療所トイレ改修工事の財源として辺地対策事業債を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

196 ページをお願いいたします。

10 (款) 総務費は 6,613 万 5,000 円で、前年度比 859 万 4,000 円の増額でございます。主なものといたしまして、へき地医療支援病院医師派遣委託料 108 万円、湯島へき地診療所トイレ改修工事 949 万 7,000 円、診療所医師報酬等負担金 1,668 万 7,000 円、医薬材料費 1,180 万 8,000 円、歯科診療業務委託料 300 万円などを計上するもので、主な増額の理由は、湯島へき地診療所トイレ改修工事の計上によるものでございます。

15 (款) 公債費は 101 万 7,000 円で、前年度比 24 万 8,000 円の減額でございます。内容として、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書 64 ページをお願いいたします。

議案第 28 号、令和 6 年度上天草市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書 209 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 39 億 9,233 万 8,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

213ページをお願いいたします。

10(款) 保険料は6億5,405万2,000円で、前年度比225万9,000円の増額でございます。主なものとして、介護給付費及び地域支援事業費の財源割合より算出した特別徴収保険料保険給付5億5,687万6,000円などを計上するものでございます。

20(款) 国庫支出金は10億9,147万1,000円で、前年度比2,802万2,000円の減額でございます。主なものとして、介護給付費及び地域支援事業費の国庫、国の負担割合により算出した介護給付費負担金6億6,406万円などを計上するものでございます。

25(款) 支払い基金交付金は10億3,086万5,000円で、前年度比2,644万3,000円の減額でございます。主なものとして、介護給付費及び地域支援事業費の支払い基金の負担割合により算出した介護給付費交付金10億280万5,000円などを計上するものでございます。

30(款) 県支出金は5億7,255万8,000円で、前年度比1,434万4,000円の減額でございます。主なものとして、介護給付費及び地域支援事業費の県の負担割合により算出した介護給付費負担金5億4,301万9,000円などを計上するものでございます。

45(款) 繰入金は6億1,818万7,000円で、前年度比1,732万4,000円の減額でございます。主なものとして、介護給付費及び地域支援事業費の市の負担割合により算出した介護給付費繰入金4億6,426万1,000円などを計上するものでございます。

60(款) 諸収入は2,511万1,000円で、前年度比122万6,000円の増額でございます。主なものとして、予防給付・総合事業ケアプラン作成料2,195万円などを計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

214ページをお願いいたします。

10(款) 総務費は、8,571万5,000円で、前年度比1,651万4,000円の増額でございます。主なものとして、介護保険認定審査会事業に係る天草広域連合への負担金1,292万2,000円、主治医意見書作成料904万2,000円、地域支援事業介護予防プラン作成委託料258万2,000円、地域包括ケアシステムデータ移行業務委託料400万4,000円などを計上するものでございます。

15(款) 保険給付費は37億1,409万4,000円で、前年度比8,741万円の減額でございます。主なものとして、居宅介護サービス給付費10億584万2,000円、施設介護サービス給付費14億2,287万8,000円、地域密着型介護サービス費7億5,613万8,000円などを計上するものでございます。

35(款) 諸支出金は204万2,000円で、前年度比18万1,000円の減額でございます。主なものとして、過年度納付分の介護保険料還付金200万円などを計上するものでございます。

45(款) 地域支援事業費は、1億8,989万2,000円で、前年度比1,156万9,000円の減額でございます。主なものとして、総合事業サービス給付費9,109万2,000円、在宅高齢者

安心生活支援事業委託料 712 万 8,000 円、生活支援コーディネーター委託料 1,914 万円などを計上するものでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 2 9 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく願います。

議案書 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 9 号、令和 6 年度上天草市斎場特別会計予算について御説明いたします。

予算書 2 3 5 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,399 万 5,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

2 3 9 ページをお願いいたします。

主な歳入としては、2 0（款）繰入金は 3,399 万円で、前年度比 246 万 7,000 円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

2 4 0 ページをお願いいたします。

1 0（款）総務費は 1,619 万 2,000 円で、前年度比 1,111 万 1,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、斎場の安定した運営管理を行うための経費として、火葬炉セラミック張替え等の修繕費 402 万 9,000 円、斎場指定管理業務委託料 1,215 万 2,000 円などを計上するものでございます。

1 5（款）公債費は 1,750 万 2,000 円で、前年度比 5 万 5,000 円の減額でございます。こちらは、斎場特別会計において借入れた地方債の元金及び利子の償還金を計上しているところでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 3 0 号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書 6 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号、令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算について御説明いた

します。

予算書245ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,525万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

249ページをお願いいたします。

10(款) 事業収入1,866万3,000円で、入館料でございます。

35(款) 繰入金は590万5,000円で、前年度比301万5,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

250ページをお願いいたします。

10(款) 総務費、2,525万7,000円で、前年比301万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、館長及びアテンダントの報酬のほか、人件費に1,583万3,000円、光熱水費など需用費に324万4,000円、入館者の誘客促進のための企画展示業務委託料171万3,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第31号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) 議案書67ページをお願いいたします。

議案第31号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書260ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,051万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

264ページをお願いいたします。

10(款) 後期高齢者医療保険料は3億6,251万4,000円で、前年度比5,223万1,000円の増額でございます。内容といたしまして、現年度分特別徴収保険料の増額に伴うもので、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料負担金の算出により増額するものでございます。

25(款) 繰入金は1億8,558万2,000円で、保険基盤安定繰入金の増額により、前年度比1,527万円の増額でございます。

35(款) 諸収入は1,231万5,000円で、後期高齢者健康診査等受託料を国民健康保険特別会計から組替えたことなどに伴い、前年度比272万円の増額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

265ページをお願いいたします。

10(款)総務費は465万1,000円で、前年度比17万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、保険証更新に係る郵便料409万9,000円などを計上するものでございます。

15(款)後期高齢者医療広域連合納付金は5億4,261万1,000円で、前年度比6,865万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、後期高齢者医療保険料等負担金3億6,252万2,000円、広域連合保険基盤安定負担金1億8,008万9,000円などを計上するものでございます。

20(款)保健事業費は838万1,000円で、前年度比13万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、後期高齢者健診事業委託料660万7,000円などを計上するものでございます。

25(款)諸支出金は486万8,000円で、前年度比141万円の増額でございます。主なものといたしまして、保険料過誤納還付金482万4,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第32号を、総務部長。

○総務部長(坂田 結二君) 議案書68ページをお願いいたします。

議案第32号、令和6年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書270ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,055万7,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

274ページをお願いいたします。

10(款)事業収入は5,055万7,000円で、前年度比355万3,000円の増額でございます。こちらは、売電収入を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

275ページをお願いいたします。

10(款)総務費は4,935万8,000円で、前年度比954万6,000円の増額でございます。こちらは、光熱水費、修繕費、リース料及び消費税を計上するものでございます。

50(款)予備費は119万9,000円で、前年度比599万3,000円の減額でございます。

以上が、令和6年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第33号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） よろしく申し上げます。

議案書69ページをお願いします。

議案第33号、令和6年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、令和6年度上天草市水道事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水件数1万1,397件、年間総給水量218万2,268立方メートル、1日平均給水量5,979立方メートルでございます。主要な建設改良事業は、水道施設等耐震化事業3億1,500万円、送配水管整備改良事業7,510万円、水道施設機械及び装置購入費2,707万1,000円を予定しております。3条は、収益的収入及び支出の予定を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、水道事業収益は、10億831万3,000円で、前年度比1,385万1,000円の減額でございます。

支出につきましては、第1款、水道事業費用は、10億831万3,000円で、前年度比1,385万1,000円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入につきましては、第1款、資本的収入は、3億6,387万8,000円で、前年度比1億9,840万5,000円の増額でございます。支出につきましては、第1款、資本的支出は、8億2,003万円で、前年度比1億3,728万7,000円の増額でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,615万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額2,835万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億9,331万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,448万1,000円で補填するものでございます。第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を2億3,860万と定めるものでございます。第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、職員給与費1億98万5,000円、交際費1万円と定めるものでございます。第9条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億3,766万3,000円と定めるものでございます。第10条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定める

ものでございます。

以上が、令和6年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第34号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしく願いいたします。

議案書70ページをお願いいたします。

議案第34号、令和6年度上天草市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、令和6年度上天草市下水道事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、処理戸数1,550件、年間総処理水量48万1,432立方メートル、1日平均処理水量1,321立方メートルでございます。

主要な建設改良事業としましては、管路施設建設改良費4,028万9,000円、処理場施設建設改良費8,400万円を予定しております。第3条は、収益的収支の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益は2億9,648万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款、下水道事業費用は、2億5,822万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収支の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入は、1億7,032万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款、資本的支出は、2億8,474万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,172万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,134万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,346万2,000円、利益剰余金処分数額2,691万1,000円で補填するものでございます。第5条は、支出負担行為の事項、期間及び限度額を定めるもので、合津終末処理場改築事業に、令和6年度から令和8年度までの限度額を5億6,400万円と定めるものでございます。第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を9,610万円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用、消費税及び地方消費税に限ると定めるものでございます。第9条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、職員給与1,409万9,000円と定めるものでございます。第10条は、下水道事業会計の経営基盤保守のため、一般会計から補助を受ける金額を1億8,297万4,000円と定めるものでございます。第11条は、繰越利益剰余金のうち、2,691万1,000円を資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めるものでございます。

以上が、令和6年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第35号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしく願いします。

議案書71ページをお願いいたします。

議案第35号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量は、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数は、入院では6万955人で、病床利用率85.6%を予定しております。外来では、医科で11万1780人、歯科で4,860人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は167人、外来では、医科で460人、歯科で20人を予定しております。

主要な建設改良工事は、施設整備費及び器械及び備品購入費として1億5,180万4,000円を予定しております。内訳は、全身用MRI装置ほか16件の医療機器入替等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量は、看護学校は、学生数の定員が1学年40人で、合計120人でございます。健康管理センターは、特定健診受診者数1万6,831人、人間ドック数60人、事業所健診等受診者数1,582人を予定しております。訪問看護ステーションは、医療訪問件数288人、介護訪問件数3,800人の合計4,088人を予定しております。

介護老人保健施設は、入所者数1万7,155人、1日平均47人、利用率に換算しますと、94%を予定しております。通所者数は1万3,062人、1日平均42人を予定しております。居宅介護支援センターは、介護予防計画数720件を予定しております。教良木診療所は、外来

患者数 2, 187 人、1 日平均 9 人を予定しております。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入につきましては、収入第 1 款、病院事業収益 40 億 292 万 8,000 円で、前年度と比較して 1 億 1,399 万円の増額です。内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、支出第 1 款、病院事業費用 40 億 292 万 8,000 円で、前年度と比較して 1 億 1,399 万円の増額です。内訳は記載のとおりでございます。

3 ページをお願いいたします。

第 4 条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、収入第 1 款、資本的収入 2 億 754 万 8,000 円で、前年度と比較しまして、3,322 万 9,000 円の増額となっております。内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、支出第 1 款、資本的支出 3 億 6,473 万 9,000 円で、前年度と比較しまして、5,856 万 1,000 円の増額となっております。内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 5,719 万 1,000 円は、当年度消費税資本的収支調整額 1,378 万 7,000 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 4,340 万 4,000 円での補填を見込んでおります。第 5 条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は 1 億 3,080 万円と定めるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 8 億円と定めるものでございます。第 7 条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。第 8 条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することの出来ない経費といたしまして、給与費 26 億 1,177 万 9,000 円、交際費 70 万円と定めるものでございます。第 9 条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額を 3 億 250 万 9,000 円と定めるものでございます。第 10 条は、棚卸資産の購入限度額を 3 億 1,373 万 4,000 円と定めるものでございます。第 11 条、重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち、2,000 万円以上の資産として、全身用 MRI 装置を整備するものでございます。

以上が、令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 36 号及び議案第 37 号の 2 件を、企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） 議案書 72 ページをお願いいたします。併せて説明資料 106 ページ及び別冊をお願いいたします。

議案第 36 号、上天草市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

当市は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

に該当する自治体であり、同法第8条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする上天草市過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策事業債を活用しながら、各種の地域の持続的発展に係る施策に取り組んでいるところでございます。

この過疎対策事業債を活用するためには、本計画に事業名が記載されていることが必須であるため、本計画に、西新田排水機場更新事業や体育施設長寿命化事業などを追加すべく、所要の変更を行うものです。

提案理由といたしましては、この過疎地域持続的発展計画を変更するには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条、第10項で準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

これが、この議案を提出する理由でございます。

また、併せまして、議案第37号、上天草市第3次総合計画の策定について御説明いたします。

議案書73ページをお願いいたします。併せて別冊上天草市第3次総合計画案をお願いいたします。

上天草市第2次総合計画が本年度中に終期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題、加えて本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年度から8か年を計画期間とする上天草市第3次総合計画案を取りまとめました。

提案理由といたしましては、上天草市第3次総合計画を策定するには、上天草市議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

さきの議案第36号と併せまして、御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第38号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書74ページをお願いいたします。

議案第38号、指定管理者の指定について御説明いたします。

上天草市前島観光拠点施設の指定管理による管理運営について、令和6年9月30日をもって、現在の指定管理期間が満了することに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。施設の名称、指定管理者及び指定の期間につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由としましては、上天草市前島観光拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第39号及び議案第40号の2件を、教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 議案書75ページをお願いいたします。

議案第39号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

令和5年第4回上天草市議会定例会において議決された松島総合運動公園陸上競技場ナイ

ター照明設備改修工事請負契約のうち、工期、令和5年第4回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和6年3月29日までを、令和5年第4回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和6年8月9日までに変更するものでございます。

提案理由といたしましては、適正な工期を確保するため工期を変更する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書76ページをお願いいたします。

議案第40号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

令和5年第4回上天草市議会定例会において議決された松島総合運動公園野球場ナイター照明設備改修工事請負契約のうち、工期、令和5年第4回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和6年3月29日までを、令和5年第4回上天草市議会定例会議決の日の翌日から、令和6年8月9日までに変更するものでございます。

提案理由といたしましては、適正な工期を確保するため工期を変更する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第41号及び議案第42号の2件を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書77ページをお願いいたします。併せて別紙市道路線廃止一覧表及び説明資料115ページをお願いいたします。

議案第41号、市道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由といたしましては、今年度実施している上天草市DX推進計画に基づく道路台帳のデジタル化に伴い、市道全路線の起点、終点、路線名の見直し、延長幅員の再測量を行い、新たに作成した道路台帳図をもとに、全ての市道路線を改める必要があるため、全路線を廃止するものです。

廃止する路線数は1,250路線、総延長は、47万2,192.3メートルでございます。

市道路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書78ページをお願いいたします。併せて、別紙、市道路線認定一覧表及び説明資料116ページをお願いいたします。

議案第42号、市道路線の認定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、本年度実施している上天草市DX推進計画に基づく道路台帳のデジタル化に伴い、市道全路線の起点、終点、路線名の見直し、延長幅員の再測量を行い、新たに作成した道路台帳図をもとに、全ての市道路線を改める必要があるため、路線を認定するものです。

認定する路線数は1, 356路線、総延長は45万7,053.6メートルでございます。
市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第46 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第47 同意第2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第46、同意第1号及び日程第47、同意第2号の2件を一括議題といたします。提案理由及び議案内容の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書79ページ及び80ページをお願いいたします。

併せて本日配付いたしました委員等の同意等議案に関する資料の1ページ及び2ページをお願いいたします。

同意第1号及び同意第2号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

地方自治法施行規程第16条第1項の規定により設置してあります上天草市職員懲戒審査委員会の委員について、5人のうち2人は市職員、3人は学識経験を有する者から選任することとなっております。今般、市職員の2人が、令和6年3月31日付で定年退職となるため、後任の委員を選任するものでございます。

選任する委員の氏名は、濱崎裕慈、岩永裕一の2人で、住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、前任者の残任期間の令和6年4月1日から令和6年6月30日までとなります。

提案理由といたしましては、上天草市職員懲戒審査委員会委員を選任するには、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第48 報告第1号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

○議長（桑原 千知君） 日程第48、報告第1号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。報告第1号の説明を、教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 議案書 81 ページをお願いいたします。併せて説明資料 117 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により御報告いたします。

専決第 1 号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和 5 年第 3 回上天草市議会定例会において議決され、令和 5 年 10 月 23 日付で変更について専決処分し、令和 5 年第 5 回上天草市議会定例会において、変更について議決された龍ヶ岳小学校屋内運動場大規模改修工事請負契約のうち、契約金額 1 億 5,375 万 8,232 円を 494 万 1,680 円増額し、1 億 5,869 万 9,912 円に変更したものでございます。

変更の主な内容といたしましては、二階ギャラリーのカーテン及びカーテンレールの経年劣化が著しく、利用が困難であるため新たに追加しております。また、浄化槽の設置位置等変更に伴い、舗装の復旧が必要となったためアスファルト舗装を追加したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、報告を終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日 27 日から 3 月 4 日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、3 月 5 日の午前 10 時から議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、2 月 27 日の正午までに通告書の提出をお願いします。また、一般質問をされる方は、2 月 28 日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0 時 51 分